

2022 年度冬期増区委託の実施

1 方針

冬期降雪期の集配業務を円滑に行うため、昨年度同様に郵便局からの申請に基づき、支社承認により実施する。

2 支社承認

必要労働力を確保することを前提に、郵便局からの申請に基づき、次の基準等により支社承認・実施する。

ア 承認基準

前年度実績を基本に検討・承認する。

イ 冬期増区期間

2022 年 12 月 1 日(木)から 2023 年 3 月 31 日(金)までの期間内において、郵便局で必要とする期間。

ウ 1 週当たりの日数

土曜休配に伴い、週当たりの委託日数は 5 日以内、配達日は月曜日から金曜日までとし、休配日(土曜日、日曜日、祝日)は委託対象日としない。

※過去に冬期増区委託契約を締結しており、今年度、契約を予定する受託者に対しては、週 5 日になる旨を丁寧に事前説明。

3 期間雇用社員による代替

冬期増区は、原則として受託者による対応とするが、計画時に受託者の確保が困難な場合は、期間雇用社員による代替処置も可能とする。

4 天候不良時の対応

天候等の状況により、支社承認期間前の施設開設又は期間延長が必要な場合は、事前に個別連絡を受け対応。

5 昨年度の確保状況

別紙のとおり。